

## 食品用器具・容器包装ポジティブリスト制度施行に伴う 経過措置期間中の現行容器包装の取り扱いについて

日本製缶協会

食品衛生法改正により、2020年6月1日より食品用器具・容器包装ポジティブリスト化(以下国 PL)制度が導入されます。これに先立ち厚生労働省は2020年4月28日付けで地方自治体の関係部門に通達を发出し、地方自治体より業界関係者へ周知徹底と指導が始まりました。

施行に際し、国 PL 収載確認だけの対応ではサプライチェーンが混乱し、サプライチェーンを通じた調査などが始まると情報が途中で止まり、製品供給が滞ることを懸念されることから、食品用器具・容器包装ならびに原材料製造業者団体が構成する「食品接触材料管理制度推進に向けた準備委員会」では、国 PL への対応として、厚生労働省に経過措置期間の導入を提案し、第9回食品用器具及び容器包装の規制のあり方に関する技術検討会(2019年12月2日開催)、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会(2019年12月23日開催)、同分科会(2020年1月30日開催)での審議を経て、経過措置期間の導入が決定されました。

その後厚生労働省と協議により経過措置の範囲拡大に努め、「同様」という文言によりその幅を広げ、「法適合」の解釈として、「国 PL 適合」の容器包装に加え、経過措置期間中であれば、施行前に上市されていた器具・容器包装と同じものに関して施行後も国 PL 制度に適合したものと見なせることといたしました。また不要不急の調査などをしていないよう、経過措置中は施行前に上市されたことを示す情報(例えば、既存の仕様書、品質保証書、確認証明書など)など PL 制度に適合したと説明できる文書等により「法適合」に関する情報伝達とみなすことといたしました。

説明資料1 厚生労働省告示第196号に対する準備委員会の考え方  
(準備委員会取り纏め資料)

説明資料2 食品衛生法適合性に関する情報伝達の書式(ひな型:日本製缶協会作成)